

地域産業保健センターのご案内



常時50人未満の労働者を使用する事業場の事業者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、労働者の健康の確保に関する相談対応等を「**無料**」で実施しています

支援の内容

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談(健康相談)

■ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいう)等の有所見者に対し、保健指導を実施します。

■ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談対応

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者や労働者を使用する事業者からの相談に対応します。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断の結果(有所見者に係るものに限り)、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、意見を述べます。

長時間労働者に対する面接指導

時間外・休日労働時間が長時間となり、疲労の蓄積が認められる労働者を対象として医師による面接指導の実施と、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見を述べます。

ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

労働者(ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者)を対象として医師による面接指導の実施と、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見を述べます。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の現状を踏まえ、労働衛生管理に係る総合的な指導を行います。





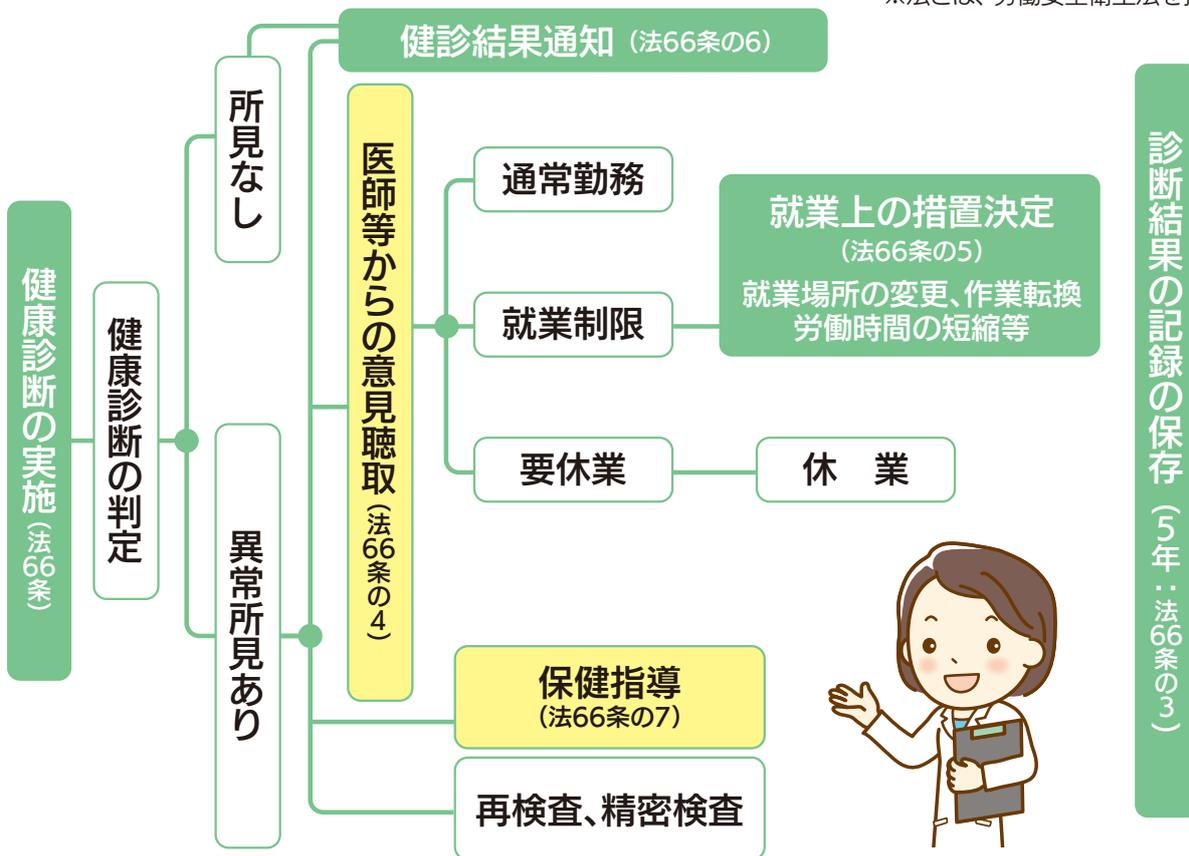
働く人の 「こころ」と「からだ」の健康が 企業の未来を明るくします！

まずは、健康診断！ なぜ健康診断を実施する必要があるのでしょうか？

「安全で安心して働くため」に健康管理が必要です。
健康で働けるかを確認しないと、「病気の増悪」、「事故やケガの要因」となるおそれがあります。
また、健診結果を見て客観的に健康状態を把握し、「生活習慣の改善」に役立っています。
(労働安全衛生法 第3条、第4条、第66条～)

健康診断の基本的な流れ

※法とは、労働安全衛生法を指します。



※ は、地域産業保健センターで、全て無料で実施することができます。

地域産業保健センターを利用するには、事前の申込みが必要です。

また、利用回数には制限があります。

詳しくは、事業場所在地のある地域産業保健センターもしくは、産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

なぜ健康診断の結果を会社に提出するのでしょうか？

安全配慮や事後措置に関し、健康診断で異常があった場合には医師の意見を聞き、場合によって「勤務への配慮」が必要だからです。(労働安全衛生法第66条～)

大事な健康診断！無駄にしないようにしましょう！

① 健診結果の通知

事業主は、速やかに健康診断結果を通知しましょう。(遅くても1か月以内に通知)

② 健診結果を見る

健診結果に目を通し、昨年との変化を確認しましょう。



③ 健診結果の把握

現在の健康状態、今後予測されるリスクなどを知るため、内容を確認しましょう。保健指導も利用しましょう。

④ 改善方法を知る

今後何をすれば健康の維持または健康状態の改善ができるのか、考えましょう。改善方法を調べたり、保健指導も利用しましょう。

⑤ 環境整備

事業主は、健康づくりに関する環境を整備しましょう。休憩室、体重計、血圧計等を備えることも一つの方法です。イベント、レクリエーション等楽しく参加できる催しも検討しましょう。

⑥ 実践

健康づくりを実践しましょう。身近で出来ることから始めましょう。(運動、栄養、休養など) またイベント、レクリエーションなど楽しく参加できる催しにも参加しましょう。

⑦ 継続

健康の保持増進を心がけましょう。長く続けるため、自分に合ったものを楽しく行いましょう。

事業主は、労働安全衛生法により「労働者の安全・健康を守る義務」があります。健康で活力ある職場づくりのために地域産業保健センターを活用しましょう！

鹿児島県内 地域産業保健センター所在地一覧

ご利用のお申込みは、裏面の様式にご記入の上、事業場所在地のあるセンターへお願いいたします。

センター名	所在地	電話番号など	管轄地域
鹿児島地域 産業保健センター	〒892-0846 鹿児島市加治屋町 3-10 鹿児島市医師会館内	TEL：099-226-3801 FAX：099-226-3801 携帯：070-2197-8596	鹿児島市、鹿児島郡 日置市、いちき串木野市 指宿市、西之表市、熊毛郡
北薩地域 産業保健センター	〒895-0076 薩摩川内市大小路町 70-26 川内市医師会訪問看護ステーション内	TEL：0996-21-1900 FAX：0996-21-1907 携帯：070-2197-8597	阿久根市、出水市 薩摩川内市、さつま町 長島町
鹿屋・肝属地域 産業保健センター	〒893-0064 鹿屋市西原 3-7-39 鹿屋市医師会館内	TEL：0994-40-5441 FAX：0994-40-5441 携帯：070-2197-8598	鹿屋市、垂水市、肝付町 錦江町、南大隅町、東串良町
始良・伊佐地域 産業保健センター	〒899-5106 霧島市隼人町内山田 1-6-62 始良地区医師会館内	TEL：0995-42-9913 FAX：0995-42-9913 携帯：070-2197-8599	霧島市、伊佐市、始良市 湧水町
南薩地域 産業保健センター	〒897-0001 南さつま市加世田村原 1-3-13 南薩医師会館内	TEL：0993-53-7601 FAX：0993-53-7601 携帯：070-2197-8600	枕崎市、南さつま市 南九州市
曾於地域 産業保健センター	〒899-8212 曾於市大隅町月野 894 曾於医師会立病院内	TEL：099-482-0234 FAX：099-482-0234 携帯：070-2197-8601	曾於市、志布志市 大崎町
大島郡地域 産業保健センター	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町 3-10 大島郡医師会館内	TEL：0997-53-1993 FAX：0997-54-0597 携帯：070-2197-8602	奄美市、大島郡

